

リスク分担表（案）

表 1 リスク分担表（共通）（案）

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			委託者	受託者		
入札・契約 リスク	応募手続リスク	応募に係るコスト		○	応募に係る費用（提案書作成の件費、直接経費など）は受託者が負担する。	
	入札手続リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○		入札説明書の訂正、入札手続の更正等により選定受託者に発生した追加費用を委託者が負担する。	
	契約リスク	優先交渉権者等と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	○	○	契約遅延の原因が受託者側にある場合は、契約の遅延により委託者に発生した追加費用を受託者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。	
制度関連リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は委託者が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を委託者が負担する。	
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は受託者が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を受託者が負担する。	経過措置、激変緩和措置、不遇及措置が取られることが一般的であり、影響は小さいと想定
	税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は委託者が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を委託者が負担する。	
		法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更		○	税制変更により発生する増加費用は、受託者が負担する。	
	許認可リスク	事業管理者として委託者が取得すべき許認可の遅延	○		当該許認可取得の遅延に伴い受託者側に発生した増加費用を委託者が支払う。	
		当該事業の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○	当該許認可取得の遅延に伴い委託者に発生した増加費用を受託者が支払う。	
社会リスク	住民対応リスク	本事業実施に関する住民反対、要望などへの対応	○		委託者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して受託者側に発生した増加費用を委託者が支払う。	
		受託者が行う業務に関する住民反対、要望などへの対応		○	受託者が訴訟費用を負担するとともに、これらにより事業が遅延して委託者に発生した増加費用を受託者が支払う。	
	環境リスク	受託者が行う業務（計画、維持管理等）に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）に関する対応		○	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、事後的に変更を認めない。	
経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は受託者が負担する。	
	物価変動リスク	事業期間の物価変動	○	○	各種業務の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	主として受託者側が負担する。ただし、想定以上の変動が生じるリスクも考えられるため、両者のリスクとしている。
	金利変動リスク	事業期間の金利変動	○	○	各種業務の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	主として受託者側が負担する。ただし、想定以上の変動が生じるリスクも考えられるため、両者のリスクとしている。
	予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	○	○	直接業務に係る予算等の議決が得られず、当初業務の変更、受託者への支払いが行えない場合は、基本委託者が負担する。	議会の議決は官民ともにコントロールすることが困難であり、両者のリスクとする。
第三者賠償リスク		避けがたいリスク	○		仕様・要求水準に従い業務を遂行しても避けることができないリスクについては委託者が負担する	
		施設の瑕疵リスク	○		契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては委託者が負担する	
		不法行為によるリスク		○	受託者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは受託者が負担する。	
		業務遂行の不備によるリスク		○	施設の維持管理等、業務遂行の不備・未達によるものは受託者が負担する。	
		上記以外の要因（事由）によるリスク	○	○	上記以外の要因（事由）による第三者へ与えた損害は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。	
事業の中止や債務不履行等のリスク		事業の中止・延期・不能リスク（不可抗力を除く）	○		実施契約にない委託者の要因（事由）によるものは委託者が負担する。 ※上記以外は受託者が負担する	
		受託者の債務不履行リスク		○	事業の中断・放棄等、また、受託者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達、アウトカム・アウトプット・アクション目標の未達や不適合の場合は受託者が負担する。	
		委託者の債務不履行リスク	○		委託者による債務不履行は委託者が負担する。	
業務内容変更のリスク		委託者の提示条件・仕様、指示及び判断の不備・変更による業務条件変更	○		委託者の責（帰責事由）による業務内容等の変更によるリスクは委託者が負担する。 ※上記以外は受託者が負担する	
事業終了手続きリスク		業務移行期間の費用リスク	○	○	業務の業務移行期間に要する費用に関するリスクは委託者と受託者で協議の上負担する。	
不可抗力リスク		発注計画段階で想定しない（想定以上の）暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	○	○	不可抗力による施設損害に関する修復費用は委託者が負担する。 不可抗力による事業の変更、中止に伴い、受託者に発生した追加費用は委託者が負担する。	不可抗力は官民ともにコントロールすることが困難であり、両者のリスクとする。

表2 リスク分担表（管路施設維持管理）（案）

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			委託者	受託者		
維持管理に係るリスク	維持管理・修繕費用増大リスク	受託者の責めにより、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合		○	維持管理費用や修繕費用の増大部分は受託者が負担とする。	
		委託者の要因による仕様変更等で、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	○		維持管理費用や修繕費用の増大部分は委託者が負担とする。	
		詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	○	○	詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用の増大部分は受託者が負担とする。	主として受託者側が負担する。ただし、想定以上の増減が生じるリスクも考えられるため、両者のリスクとしている。
	業務中の事故リスク	受託者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合		○	施設損害に関する修復費用は受託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、委託者に発生した追加費用は受託者が負担する。	
		受託者の責めによるものが明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	○	○	施設損害に関する修復費用は委託者と受託者が協議により決定し負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	
		業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合		○	障害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は受託者が行う。事業の変更、中止に伴い、委託者に発生した追加費用は受託者が負担する。	
	道路陥没リスク	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合		○	道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は受託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、委託者に発生した追加費用は受託者が負担する。	
		業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の箇所、道路陥没が発生した場合	○	○	道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は委託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	
	技術革新リスク	新しい技術を採用した業務のために追加費用が発生する場合		○	新しい技術を採用した業務の追加費用は受託者が負担する。	
点検・調査、計画・設計に係るリスク	点検・調査リスク	委託者が実施した TV カメラ調査等に不備があった場合	○		TVカメラ調査結果等の不備に起因する計画変更設計変更、工法変更等の変更に伴い受託者に発生する追加費用を委託者が負担する。	
		受託者が実施した TVカメラ調査などに不備があった場合		○	TVカメラ調査結果等の不備に起因する計画変更設計変更、工法変更等の変更に伴い委託者に発生する追加費用を受託者が負担する。	
	計画・設計リスク	委託者が実施したストックマネジメント計画、改築基本設計等に不備があった場合	○		計画・設計の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い受託者に発生する追加費用を委託者が負担する。	
		委託者の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	○		計画・設計変更を行うため、または計画や工法・工期の変更に伴い受託者に発生する追加費用を委託者が負担する。	
		受託者が実施した計画・設計に不備があった場合		○	計画・設計の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い委託者に発生する追加費用を受託者が負担する。	
	契約遅延リスク	委託者の計画・設計条件等の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長する場合	○		委託者の計画・設計条件等の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長する場合に発生する追加費用を委託者が負担する。 ※上記以外は受託者が負担する	
	契約費用増加リスク	委託者の計画・設計条件等の変更による契約に必要な費用が増加する場合	○		委託者の計画・設計条件等の変更による契約に必要な費用が増加する場合は委託者が負担する。 ※上記以外は受託者が負担する	

表3 リスク分担表（修繕工事）（案）

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			委託者	受託者		
修繕工事に係るリスク	工期遅延リスク	受託者の責めにより、契約期日までに修繕工事が完了しない場合		○	工事の遅延に伴い委託者に発生した追加費用を受託者が負担する。	
		市の要因による設計変更等で、契約期日までに修繕工事が完了しない場合	○		工事の遅延に伴い受託者に発生した追加費用を委託者が負担する。	
	工事費増大リスク	事業者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーする場合		○	工事費の増大部分は受託者が負担とする。	
		市の要因による設計変更等で、当初予定の工事費をオーバーする場合	○		工事費の増大部分は委託者が負担とする。	
	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生		○	受託者の費用負担で工事内容、工期の修復を図る。または、工期遅延による追加費用を受託者が負担する。	
	要求性能リスク	修繕工事完成後、市の検査で要求性能に不適合部分、施工不良部分が発見された場合		○	要求性能不適合部分、施工不良部分の改修を受託者の費用負担で実施する。	